

# 住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(ア) 第41条	(A) 新築されたもの
	(B) 建築後使用されたことのないもの
(イ) 第42条第1項	建築後使用されたことのあるもの

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

十和田市長 様

住所 十和田市西十二番町6番1号  
申請者 氏名 十和田 太郎 (十)

特例を受ける者の住所	十和田市西十二番町6番1号
特例を受ける者の氏名	十和田 太郎
家屋の所在地 (家屋番号)	十和田市 西十二番町××× (××)
建築年月日	平成 年 月 日
取得年月日	平成 年 月 日
特例を受ける者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 ×× m <sup>2</sup> 2階 ×× m <sup>2</sup>
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建
区分建物の耐火性能	(1) 耐火または準耐火 (2) 低層集合住宅

## 申し立て書

私は、次の事由により現在上記家屋に入居していませんが、平成 年 月 日頃から、自己の居住のように供するものであることを申立ていたします。

1. 事由の詳細

様式名	家屋証明申請書								
記入要領	<p>・この証明は、住宅を新築したかたや建築後20年以内の住宅を取得したかたが登録免許税の減額を目的に法務局に提出するための書類をお取りになる際に使います。</p> <p>・この申請書を窓口に出す際には、この申請書のほかに税務証明書等交付申請書に必要な事項を記入し、以下の添付書類と一緒に窓口に出してください。</p> <table border="0"> <tr> <td>新築住宅を取得した場合</td> <td>登記済証・住民票・建築確認済証</td> </tr> <tr> <td>建売住宅を取得した場合</td> <td>登記済証・住民票・建築確認済証・未使用証明書 売買契約書</td> </tr> <tr> <td>中古住宅を取得した場合</td> <td>登記済証・住民票・売買契約書</td> </tr> <tr> <td>競売で住宅を取得した場合</td> <td>住民票・登記簿謄本・代金納付通知書・領収書</td> </tr> </table> <p>・一番上のカッコ内には、新築住宅を取得した場合は(ア)の(A)に、建売住宅を取得した場合には(ア)の(B)に、中古住宅を取得した場合と競売で住宅を取得した場合には(イ)にそれぞれをつけてください。</p> <p>・「申請者住所氏名」には、窓口に来られたかたの住所と氏名を書いてください。</p> <p>・「特例を受ける者の住所氏名」の欄には、住宅を取得されたかたの住所氏名をそれぞれ書いてください。</p> <p>・「家屋の所在地」、「建築年月日」、「取得年月日」の欄には、取得した家屋の所在地番と家屋番号、建築年月日と取得年月日をそれぞれ書いてください。</p> <p>・「特例を受ける者の居住」の欄には、既に入居済のかたは(1)に、これから入居するかたは(2)にそれぞれをつけてください。</p> <p>・「床面積」、「構造」の欄には、取得した建物の床面積と構造をそれぞれ書いてください。</p>	新築住宅を取得した場合	登記済証・住民票・建築確認済証	建売住宅を取得した場合	登記済証・住民票・建築確認済証・未使用証明書 売買契約書	中古住宅を取得した場合	登記済証・住民票・売買契約書	競売で住宅を取得した場合	住民票・登記簿謄本・代金納付通知書・領収書
新築住宅を取得した場合	登記済証・住民票・建築確認済証								
建売住宅を取得した場合	登記済証・住民票・建築確認済証・未使用証明書 売買契約書								
中古住宅を取得した場合	登記済証・住民票・売買契約書								
競売で住宅を取得した場合	住民票・登記簿謄本・代金納付通知書・領収書								
請求できる人	・本人又は代理人(代理人の場合でも、代理人選任届は必要ありません。)								
手数料	・1枚1300円								
備考	・申請には、印鑑(認印でもOK)が必要です。								

お問い合わせ先

担当課	企画財政部 税務課
担当係	家屋係
電話番号	0176-23-5111
内線番号	189,199